

パワーオブドリーム ジム 会員規約（会則）

第 1 条)「月会費」

月会費は必ず納めて下さい。（前納制で翌月分の月会費が毎月 27 日に指定口座から自動引き落としされます）月に一度もジムに来なくても会費の引き落としは自動的にされ、返金は一切いたしません。また、引き落としが出来ない月があった場合、ジムにて現金で収めて貰います。その場合遅延金手数料として 500 円プラスして頂きます。口座引落しが出来ない会員は第 2 条の「長期会員優待制度」は適応外とします。また、冬場 11 月～4 月の期間は暖房費として 500 円を月会費にプラスされるものとします。

第 2 条)「長期会員優待制度」

2 年目より月会費が 500 円の割引となります。3 年目、4 年目、5 年目と最大 2,000 円の長期会員優待割引が一般会員のみ充てられます。尚、キッズ会員や中高生会員が一般会員となる場合も在籍期間年数分を優待制度として充てられます。※退会された場合は割引制度はリセットされます。休会は据え置きとします。

第 3 条)「休会・退会」

休会・退会される場合はジムに置いてある“休退会申請書”を書いてジムに提出して頂きます。毎月 10 日を〆として、翌月以降の休退会が可能です。電話での申請は出来ません。締切日以降の申請は翌月扱いとなります。また、その際月会費の未納分があればそれも徴収させて頂きます。優待制度で月会費の割引がなされている場合、休会後は割引価格で再開が可能となります。休会費は 1,000 円となり、期間は 1 年間有効です。退会後再度入会される場合は優待制度は使えません。退会時には会員証も返却していただきます。休・退会中はジム内すべてのクラスや施設を利用出来ません。退会されても未納月会費は全額請求いたします。ジムにて直接退会申請書の提出の無い間は会員として月会費の支払い義務が継続します。

第 4 条)「保険」

当ジムが指定する保険会社への登録をお願い致します。施設あるいは行事、練習、試合等で起きた事故、怪我、後遺症、死亡等不測の事態に備えて安全保険（年 1 回更新）に加入することを条件とし、パワーオブドリーム ジムに関する施設あるいは行事、練習、試合等で起きた事故、怪我、後遺症、死亡等に関してはこの保険で負担していただきパワーオブドリームでは責任は負わないこととします。保険の更新は 1 年毎 3 月に翌年分の保険料を月会費と合わせ自動振替させて頂きます。

第 5 条)「練習中の怪我」

ジム施設内での事故・怪我について自己の責任による怪我につきましては個人で負担していただきパワーオブドリームでは責任は負いません。

第 6 条)「器物破損、会員証再発行」

ジム内器物・備品等を正しい使用方法を守らず破損した場合は全額負担して頂きます。会員証再発行は 1000 円いただきます。

第7条)「個人情報」

入会カルテの情報(住所・電話番号・メールアドレス・引落口座など)が変更になった場合は必ず事務所に届けること。ジム内での練習風景等を撮影しWEB上に事前告知なく掲載することがあります。

第8条)「貴重品」

練習中、貴重品は必要に応じて事務所に預けてください。原則ジム内での盗難等は責任を負いません。

第9条)「ジム生としての適正」

当局からの指導により反社会的組織及びその関係者、または不適正だと判断したの方の入会は認めません。入会後に反社会的組織及びその関係者であることが発覚、または不適正だと判断した場合は契約を解除します。

第10条)「損害賠償」及び「無断退会の禁止」

パワーオブドリーム ジムまたはその関係者に対して著しい損害・中傷・物質的損害(WEB上等)・ジムのイメージにダメージを与えた場合は強制退会とし当ジムから損害賠償請求をする場合があります。3ヶ月以上月会費が未納で3ヶ月連絡が無い場合は“無断退会者”と判断し、無断退会者は月会費の×24ヶ月分の違約金を支払うものとする。

第11条)「臨時休館 クラス変更 連絡事項」

天候・警報発令・行事(大会・試合、その他)により休館、その他やむを得ない事由で、休館または予定するクラスがお休み、内容の変更になる場合があります。都度オフィシャルPODジムLINE(関係者に招待して貰ってください)かPODジムFacebookページ(<https://www.facebook.com/PowerOfDreamGym/>)などで告知致します。

第12条)「ジム内規則(保護者含む)」及び「無断出稽古試合の禁止」

- ①喫煙は禁止・電話の使用は周りに配慮して下さい。「私語を慎み」見学お願いします。
- ②パワーオブドリーム・他流派問わず無断で格闘技ジム道場に出稽古、もしくは試合、または格闘技関係のメディアや企画に出場した場合は例外なく退会(破門処分)とします。※第10条の損害賠償対象とする。
- ③刺青(タトゥー)等のある方入会、及び練習参加は可能だが、刺青の場合は目立たない服装を心がけること。着替えも更衣室や脱衣所となるべく他の人を威圧しないように配慮すること。

第13条)「会費の変動」

消費税率の変動、社会事情の変化に応じて会費などの諸費用を改正することがあります。本規約の改定及び変更は当ジムの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

2018年6月20日改定